

公 募 説 明 資 料

1. 物 件 名 福島森林管理署白河支署外4施設電気供給業務（単価）

2. 公募公告日 令和8年1月21日

3. 公募資料交付
令和8年1月21日～令和8年2月12日
(午前9:00～午後5:00)
(ただし、行政機関の休日を除く)
(最終日は午後3:00まで)

1. 応募受付期間
令和8年1月22日～令和8年2月12日
(午前9:00～午後5:00)
(ただし、行政機関の休日を除く)
(受付最終日は午後3:00まで)

5. 交 付 資 料

- (1) 福島森林管理署白河支署外4施設電気供給業務応募要領
- (2) 応募申込書（様式）
- (3) 契約書・仕様書(案)
- (4) 参考資料・直近1年間の契約状況と電力使用実績

福島森林管理署白河支署庁舎外4施設電気供給業務（単価）応募要領

1 総則

福島森林管理署白河支署庁舎外4施設電気供給業務（単価）（以下「業務」という。）の請負者を公募により募集することとし、その実施については、この要領に定める。

2 業務内容

福島森林管理署白河支署庁舎及び管内4施設への電気供給業務。

現在の契約内容及び直近1年間の電気使用量の実績は別添の参考資料「現在の契約状況及び過去1年間の電気使用実績」を参照すること。

3 応募資格

応募者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において登録され東北地域の競争参加資格を有している者であること。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていていること。
- (5) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

4 応募申込書等の提出期限等

業務の請負を希望する者は、以下により書類の提出を行う。

- (1) 提出期限：令和8年2月12日 午後3時

- (2) 提出場所及び問合せ先

〒961-0074 福島県白河市郭内128-1
福島森林管理署白河支署 総務グループ 経理担当 電話 0248-23-3135

- (3) 提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ア 応募申込書（別紙1） | 1部 |
| イ 応募者の概要（会社概要等） | 1部 |
| ウ 3の(3)で示す資格審査結果通知書の写し | 1部 |
| エ 3の(4)を満たすことを証明する書類の写し | 1部 |
| オ 契約内容についての提案資料※ | 1部 |

※当該電気供給業務を行うに当たって、応募者が提案する料金メニュー及び電気供給までの作業スケジュール等の資料（任意様式）

- (4) 提出に当たっての留意事項

- ア 持参により提出する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（提出期限最終日は15時まで）とする。
- イ 郵便等により提出する場合は、「(1)提出期限」内に、「(2)提出場所」に到着したものまで受け付ける。
- ウ 提出された書類に不備があった場合は無効とする。
- エ 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- オ 虚偽の記載をした書類は無効とする。
- カ 請負者の資格を有しない者が提出した書類は無効とする。

キ 応募申込書の提出者は、暴力団排除に関する誓約条項（別紙2）について応募申込書の提出前に確認しなければならず、応募申込書の提出をもってこれに同意したものとする。

ク 暴力団排除に関する誓約条項（別紙2）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

5 その他

(1) 応募要領に基づいて作成した応募申込書を支出負担行為担当官が審査し、応募資格を全て満たしていると認めた者に見積書の提出を依頼し、予定価格の範囲内により安価な見積をした者と契約を締結するものとする。

(2) 契約条件については、別添の契約書（案）を参照すること。

別紙 1

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 飯村 善美 殿

住所

商号又は名称
代表者名

福島森林管理署白河支署庁舎外管内 4 施設電気供給業務（単価）について、応募資格を全て満たしており、当該業務を確実に履行できるので下記の必須書類を添付の上、応募します。

なお、本申込書及び提出書類に関する照会については、下記担当まで連絡願います。

記

- | | |
|---|-----|
| 1 応募者の概要（会社概要等） | 1 部 |
| 2 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格
(全省庁統一資格) の資格審査結果通知書の写し | 1 部 |
| 3 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し | 1 部 |
| 4 契約内容についての提案資料 | 1 部 |

(担当者)
所属部署：
氏 名：
電 話：

別紙 2

暴力団排除に関する誓約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否とともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

電 気 需 給 契 約 書 (案)

需給者 分任支出負担行為担当官 福島森林管理署白河支署長 飯村 善美 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) は、福島森林管理署白河支署庁舎外4施設で使用する電気の需給に関し次の条項により需給契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、仕様書に基づき甲の福島森林管理署白河支署庁舎外4施設で使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次のとおりとする。なお、以下の各金額には消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等相当額」という。)を含むものとする。

区分・単位		契約単価
福島森林管理署白河支署		
低 壓 電 力	基本料金	契約電力 (4 k w)
	電力量	夏 季 (7月1日~9月30日)
	料 金	その他季 (上記以外の月日)
	予定使用電力量	
	予定使用金額小計	
従 量 電 灯 C	基本料金	契約電力 (40 k V A)
	電力量	最低月額料金
	料 金	○kWhまで
	○kwh を超え○kwhまで	
	○kwh を超える	
	予定使用電力量	
	予定使用金額小計	
大屋森林事務所		
従 量 電 灯 B	基本料金	契約電力 (40 A)
	電力量	最低月額料金
	料 金	○kWhまで
	○kwh を超え○kwhまで	
	○kwh を超える	

予定使用電力量	1, 520 kwh	
予定使用金額小計	円	
大平森林事務所		
従 量 基本料金	契約電力 (30A)	円／A・月
電灯 B 電力量	最低月額料金	円／kwh
料 金	○kWhまで	円／kwh
	○kwhを超え○kwhまで	円／kwh
	○kwhを超える	円／kwh
予定使用電力量	4, 730 kwh	
予定使用金額小計	円	
大原森林事務所		
従 量 基本料金	契約電力 (30A)	円／A・月
電灯 B 電力量	最低月額料金	円／kwh
料 金	○kWhまで	円／kwh
	○kwhを超え○kwhまで	円／kwh
	○kwhを超える	円／kwh
予定使用電力量	4, 180 kwh	
予定使用金額小計	円	
横川森林事務所		
従 量 基本料金	契約電力 (30A)	円／A・月
電灯 B 電力量	最低月額料金	円／kwh
料 金	○kWhまで	円／kwh
	○kwhを超え○kwhまで	円／kwh
	○kwhを超える	円／kwh
予定使用電力量	2, 890 kwh	
予定使用金額小計	円	
予定使用金額総計	円	

- 2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。
- 3 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、別途定めるところにより価格を改定できる。
- 4 消費税又は地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約金額を改定するものとする。

(契約期間)

第3条 供給期間は、令和8年4月の計量日から令和9年4月の計量日の前日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

(計量及び検査)

第7条 計量日は、東北地域の一般送配電事業者が毎月の電気使用量を確定する日とし、乙は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は、前月計量日から当月計量日前日までの期間とする。

(料金の算定)

第9条 毎月の電気料金は、契約電力に第2条の基本料金単価乗じて得た金額と、その1月の使用電力量に第2条の電力量料金単価を乗じて得た金額との合計額とする。
2 前項の料金算定にあたっては、使用電力量に係る燃料費調整を行うものとし、その取り扱いは東北地域のみなし一般小売電気事業者の低圧電気供給実施要項に準ずるものとする。

(料金の支払及び遅延利息)

第10条 乙は、第7条に定めた検査終了後、第9条により算定した料金を1ヶ月毎に甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に乙の指定する口座あてに支払わなければならない。

2 甲は前項の約定期間に料金を支払わなかった場合には、約定期間満了の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第11条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となつたと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金)

第 12 条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、東北地域の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。

(機密の保持)

第 13 条 甲及び乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、甲及び乙は、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、法律又は条例等により開示する場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

(違約金)

第 16 条 次の各号の一に該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 16 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第 17 条 乙は、この契約に関し、次の各号に一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項 (同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。
- (4) 乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 項に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人 (乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) が違反行為の首謀者であることが明らかになつたとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行つてない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第 18 条 乙が甲に損害を与えたとき (天災その他乙の責めに帰さない理由による場合を除く) は、甲は、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。ただし、賠償の金額は、甲乙協議の上定めるものとする。

(協議)

- 第 19 条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約書及び前条で規定する基準等に定めのない事項は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

(特約事項)

別紙 1 のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 4月 1日

甲 福島県白河市郭内128-1
分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 飯村 善美

乙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(案)

仕 様 書

1 概 要

(1) 件 名

福島森林管理署白河支署庁舎外4施設電気供給業務（単価）

(2) 需要場所

- ア 福島県白河市郭内 128-1
福島森林管理署白河支署庁舎及び敷地内施設
- イ 福島県白河市大信隈戸字宮前 5
大屋森林事務所庁舎
- ウ 福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野 74
大平森林事務所庁舎
- エ 福島県石川郡古殿町大字松川字前木 66-4
大原森林事務所庁舎
- オ 福島県石川郡古殿町大字松川字荷市場 31
横川森林事務所庁舎

2 仕 様

(1) 契約電力及び予定使用電力量

契約区分	契約電力量	予定使用電力量 (kwh)
福島森林管理署白河支署		
低圧電力	4 kW	1, 800
従量電灯C	40kVA	15,500
大屋森林事務所		
従量電灯B	40A	1,520
大平森林事務所		
従量電灯B	30A	4,730
大原森林事務所		
従量電灯B	30A	4,180
横川森林事務所		
従量電灯B	30A	2,890

(月別予定使用電力量は別紙のとおりとする。)

(2) 電力量料金の算定にあっては、発電費用等の変動による調整を行うこと。

(3) 再生可能なエネルギー賦課金については、経済産業大臣が毎年度定める賦課金単価に電力使用量を乗じて算出する。

(4) 供給期間

令和8年4月の計量日から令和9年4月の計量日に至るまで。

(5) 電力量等の検針

ア 福島森林管理署白河支署

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 自動検針装置 | : 有 |
| ② 電力会社の検針方法 | : 自動検針 |
| ③ 電力量計構成 | : 電力需給用複合計器 |

イ 大屋森林事務所

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 自動検針装置 | : 有 |
| ② 電力会社の検針方法 | : 自動検針 |
| ③ 電力量計構成 | : 電力需給用複合計器 |

ウ 大平森林事務所

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 自動検針装置 | : 無 |
| ② 電力会社の検針方法 | : 訪問検針 |
| ③ 電力量計構成 | : 普通電力量計器 |

エ 大原森林事務所

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 自動検針装置 | : 無 |
| ② 電力会社の検針方法 | : 訪問検針 |
| ③ 電力量計構成 | : 普通電力量計器 |

オ 横川森林事務所

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 自動検針装置 | : 無 |
| ② 電力会社の検針方法 | : 訪問検針 |
| ③ 電力量計構成 | : 普通電力量計器 |

(6) 需給地点及び電気工作物の財産分界点

需要場所における福島森林管理署白河支署が施設した柱上の東北電力株式会社の架空引込線と福島森林管理署白河支署の開閉器電源側接続点。但し、取引用計量装置は、東北電力株式会社の所有である。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点及び電気工作物の財産分界点に同じ。但し、取引用計量装置は、東北電力株式会社がその保安の責めを負う。

3 その他

- (1) 契約履行に当たり、敷地内への計器類の設置が必要な場合は、これを認める。
- (2) 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項や供給条件については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに担当職員と協議して対応するものとする。

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○低圧電力

需要場所：福島県白河市郭内128-1

福島森林管理署白河支署庁舎及び敷地内施設

月	契約状況		使用電力量(kWh)		
	契約内容	契約電力量kW	夏 季	その他季	合計
R7.1月	低圧電力	4		161	161
R7.2月	低圧電力	4		156	156
R7.3月	低圧電力	4		151	151
R7.4月	低圧電力	4		110	110
R7.5月	低圧電力	4		80	80
R7.6月	低圧電力	4		62	62
R7.7月	低圧電力	4	105		105
R7.8月	低圧電力	4	122		122
R7.9月	低圧電力	4	114		114
R7.10月	低圧電力	4		85	85
R7.11月	低圧電力	4		75	75
R7.12月	低圧電力	4		100	100
合計			341	980	1,321

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間及び

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

注3 実績使用電力量は1～12月は月分毎(各月検針日～翌月検針日の使用期間)

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯C

需要場所：福島県白河市郭内128-1

福島森林管理署白河支署庁舎及び敷地内施設

月	契約状況		使用電力量(kWh)		
	契約区分	契約電力量(kVA)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯C	40		1,803	1,803
R7.2月	従量電灯C	40		1,766	1,766
R7.3月	従量電灯C	40		1,555	1,555
R7.4月	従量電灯C	40		1,168	1,168
R7.5月	従量電灯C	40		783	783
R7.6月	従量電灯C	40		682	682
R7.7月	従量電灯C	40	778		778
R7.8月	従量電灯C	40	110		110
R7.9月	従量電灯C	40	1,133		1,133
R7.10月	従量電灯C	40		1,160	1,160
R7.11月	従量電灯C	40		1,227	1,227
R7.12月	従量電灯C	40		1,480	1,480
合計			2,021	11,624	13,645

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間及び

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

注3 実績使用電力量は1～12月は月分毎(各月検針日～翌月検針日の使用期間)

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯B

需要場所：福島県白河市大信隈戸宮前5

大屋森林事務所

月	契約状況		使用電力量(kWh)		
	契約区分	契約電力量(A)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯B	40		133	133
R7.2月	従量電灯B	40		113	113
R7.3月	従量電灯B	40		111	111
R7.4月	従量電灯B	40		139	139
R7.5月	従量電灯B	40		138	138
R7.6月	従量電灯B	40		113	113
R7.7月	従量電灯B	40	101		101
R7.8月	従量電灯B	40	116		116
R7.9月	従量電灯B	40	117		117
R7.10月	従量電灯B	40		95	95
R7.11月	従量電灯B	40		135	135
R7.12月	従量電灯B	40		162	162
合計			334	1,139	1,473

注1 夏季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間及び

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

注3 実績使用電力量は1～12月は月分毎(各月検針日～翌月検針日の使用期間)

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯B

需要場所：福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野74

大平森林事務所

月	契約状況		使用電力量(kWh)		
	契約区分	契約電力量(A)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯B	30		732	732
R7.2月	従量電灯B	30		649	649
R7.3月	従量電灯B	30		642	642
R7.4月	従量電灯B	30		457	457
R7.5月	従量電灯B	30		217	217
R7.6月	従量電灯B	30		146	146
R7.7月	従量電灯B	30	187		187
R7.8月	従量電灯B	30	185		185
R7.9月	従量電灯B	30	172		172
R7.10月	従量電灯B	30		170	170
R7.11月	従量電灯B	30		460	460
R7.12月	従量電灯B	30		621	621
合計			544	4,094	4,638

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間及び

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

注3 実績使用電力量は1～12月は月分毎(各月検針日～翌月検針日の使用期間)

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯B

需要場所：福島県石川郡古殿町大字松川字前木66-4

大原森林事務所

月	契約状況		使用電力量(kWh)		
	契約区分	契約電力量(A)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯B	30		554	554
R7.2月	従量電灯B	30		525	525
R7.3月	従量電灯B	30		581	581
R7.4月	従量電灯B	30		296	296
R7.5月	従量電灯B	30		216	216
R7.6月	従量電灯B	30		207	207
R7.7月	従量電灯B	30	235		235
R7.8月	従量電灯B	30	229		229
R7.9月	従量電灯B	30	228		228
R7.10月	従量電灯B	30		234	234
R7.11月	従量電灯B	30		301	301
R7.12月	従量電灯B	30		537	537
合計			692	3,451	4,143

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間及び

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

注3 実績使用電力量は1～12月は月分毎(各月検針日～翌月検針日の使用期間)

直近1年間の契約状況と電力使用実績

○従量電灯B

需要場所：福島県石川郡古殿町大字松川字荷市場31

横川森林事務所

月	契約状況		使用電力量(kWh)		
	契約区分	契約電力量(A)	夏 季	その他季	合計
R7.1月	従量電灯B	30		302	302
R7.2月	従量電灯B	30		278	278
R7.3月	従量電灯B	30		264	264
R7.4月	従量電灯B	30		251	251
R7.5月	従量電灯B	30		235	235
R7.6月	従量電灯B	30		186	186
R7.7月	従量電灯B	30	270		270
R7.8月	従量電灯B	30	270		270
R7.9月	従量電灯B	30	197		197
R7.10月	従量電灯B	30		165	165
R7.11月	従量電灯B	30		185	185
R7.12月	従量電灯B	30		244	244
合計			737	2,110	2,847

注1 夏 季

令和7年7月1日から令和7年9月30日までの期間

注2 その他季

令和7年1月1日から令和7年6月30日までの期間及び

令和7年10月1日から令和7年12月31日までの期間

注3 実績使用電力量は1～12月は月分毎(各月検針日～翌月検針日の使用期間)

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

福島森林管理署白河支署

月	低圧電力(4kW)			従量電灯C(40kVA)		
	夏 季	その他の季	合計	夏 季	その他の季	合計
4月		100	100		1,200	1,200
5月		100	100		1,000	1,000
6月		100	100		1,000	1,000
7月	200		200	1,000		1,000
8月	200		200	1,000		1,000
9月	200		200	1,100		1,100
10月		100	100		1,200	1,200
11月		100	100		1,300	1,300
12月		100	100		1,500	1,500
1月		200	200		1,800	1,800
2月		200	200		1,800	1,800
3月		200	200		1,600	1,600
合計	600	1,200	1,800	3,100	12,400	15,500

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和8年9月30日までの期間

注2 その他の季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間及び
令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

大屋森林事務所

月	従量電灯B(40A)		
	夏 季	その他季	合計
4月		140	140
5月		140	140
6月		120	120
7月	100		100
8月	120		120
9月	120		120
10月		100	100
11月		140	140
12月		160	160
1月		140	140
2月		120	120
3月		120	120
合計	340	1,180	1,520

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和8年9月30日までの期間

注2 その他季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間及び
令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

大平森林事務所

月	従量電灯B(30A)		
	夏 季	その他の季	合計
4月		500	500
5月		220	220
6月		150	150
7月	190		190
8月	190		190
9月	180		180
10月		170	170
11月		460	460
12月		630	630
1月		740	740
2月		650	650
3月		650	650
合計	560	4,170	4,730

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和8年9月30日までの期間

注2 その他の季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間及び
令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

大原森林事務所

月	従量電灯B(30A)		
	夏 季	その他の季	合計
4月		300	300
5月		220	220
6月		210	210
7月	240		240
8月	230		230
9月	230		230
10月		240	240
11月		300	300
12月		540	540
1月		560	560
2月		530	530
3月		580	580
合計	700	3,480	4,180

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和8年9月30日までの期間

注2 その他の季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間及び
令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間

令和8年度 月別予定使用電力量(kWh)

横川森林事務所

月	従量電灯B(30A)		
	夏 季	その他の季	合計
4月		250	250
5月		240	240
6月		200	200
7月	270		270
8月	270		270
9月	200		200
10月		170	170
11月		190	190
12月		250	250
1月		300	300
2月		280	280
3月		270	270
合計	740	2,150	2,890

注1 夏 季

令和8年7月1日から令和8年9月30日までの期間

注2 その他の季

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間及び
令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間